改正

令和4年12月13日条例第33号

須坂市賑わい創出拠点やまじゅう条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 施設の利用(第3条-第10条)

第3章 指定管理者(第11条—第19条)

第4章 雑則 (第20条—第22条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、伝統的建造物が多く集まる町並みの象徴的な建物を活用して、地域の 交流とにぎわいを創出する拠点とし、産業の振興及び地域の活性化を推進し、地域の参画 と理解に基づく総合的まちづくりに資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下 「法」という。)第244条の2第1項及び第3項の規定により、須坂市賑わい創出拠点やま じゅう(以下「やまじゅう」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものと する。

(名称及び位置)

第2条 やまじゅうの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 須坂市賑わい創出拠点やまじゅう

位置 須坂市大字須坂197番地

第2章 施設の利用

(休館日)

第3条 やまじゅうは、無休とする。ただし、第11条に規定する団体(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間等)

- 第4条 やまじゅうの利用時間及び利用期間は、別表に定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。 (利用の手続)
- 第5条 やまじゅうを利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、前項の規定による許可をするに当たり、管理上必要があると認めるとき は、条件を付すことができる。

(利用の制限等)

- 第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を許可しない。 既に利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)については、許可の取消し、又は 利用の制限若しくは停止、入場の禁止若しくは退場を命ずることができる。この場合にお いて、利用者に生じた損害については、指定管理者はその責を負わない。
  - (1) 公益若しくは公安を害し、又は風俗をみだすおそれがあるとき。
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用 を受ける営業を行うものであるとき。
  - (3) 宗教的又は政治的活動を主たる目的として事業を営むものであるとき。
  - (4) 市税の滞納があるとき。
  - (5) 施設又は備品等を損傷するおそれがあるとき。

- (6) 利用の目的以外に利用したとき。
- (7) 許可の条件に違反したとき。
- (8) その他管理上必要があるとき。

(利用料)

- 第7条 やまじゅうを利用しようとする者は、利用料を納付しなければならない。
- 2 やまじゅうの利用料は別表に定める額を超えない範囲で指定管理者が市長の承認を得て 定める。
- 3 利用料は、指定管理者の収入とする。
- 4 利用料の納付は、利用の許可を受けたときとする。ただし、指定管理者が認めたときは、 利用の際又は利用後に納付することができる。

(利用料の減免)

- 第8条 指定管理者は、規則で定める場合において、利用料を減免することができる。 (利用料の環付)
- 第9条 既に納付した利用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、 指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料の全部又は一部を還付することがで きる。
  - (1) 利用者の責によらない理由で利用できなくなったとき。
  - (2) 利用の期日前7日までに利用の取りやめ又は変更を申し出たとき。
  - (3) 前2号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

第3章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第11条 やまじゅうの管理は、法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であって、 市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の申請等)

- 第12条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、特別の事情があると認める場合は、この限りでない。
- 2 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

- 第13条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる基準に適合するもののうちから、やまじゅうの管理を行わせようとする団体を候補者として選定し、 議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
  - (1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られること。
  - (2) 事業計画書の内容が、産業の振興とにぎわいの創出に寄与するものであること。
  - (3) 事業計画書の内容が、やまじゅうの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理 に係る経費の縮減が図られるものであること。
  - (4) 当該団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の公告)

- 第14条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消し、又はその管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務)
- 第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 利用の許可、許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務

- (2) 施設及び備品等の維持管理に関する業務
- (3) 利用料の徴収、減免及び還付に関する業務
- (4) 産業の振興及び地域の活性化を推進するため実施する事業に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(事業報告書の提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後、やまじゅうの管理の業務に関し事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務状況の聴取等)

- 第17条 市長は、やまじゅうの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理の業務 又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。 (指定の取消し等)
- 第18条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責に帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することが適切でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合、指定管理者に生じた損害については、市はその責を負わない。(個人情報の安全管理及び秘密保持の義務)
- 第19条 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報(同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。次項において同じ。)の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、やまじゅうの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。
- 2 前項の管理業務に従事している者及び従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第4章 雜則

(原状回復の義務)

- 第20条 利用者は、利用を終了したとき、又は利用の許可の取消し又は利用の制限若しくは 停止を命ぜられたときは、施設又は備品等を直ちに原状に復さなければならない。ただし、 市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収する。
- 3 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第18条の規定により指定を取り消され若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は備品等を直ちに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第21条 利用者又は指定管理者は、施設又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示によりその損害を賠償しなければならない。 (補則)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (供用開始)
- 2 やまじゅうの供用開始の日は、告示で定める。 (検討)
- 3 市長は、この条例の施行の日後に最初に指定した法第244条の2第3項の規定により公の

施設の管理を行わせる法人その他の団体に対する指定期間が終了するまでの間において、 この条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認められるときは、所要の措 置を講ずるものとする。

附 則(令和4年12月13日条例第33号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(関係条例の整備等)

第8条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の須坂市賑わい創出拠点やまじゅう条例第19条第1項の管理業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該管理業務に従事していた者に係る同条第2項の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

## 別表(第4条、第7条関係)

賑わい創出拠点やまじゅう利用料

## 1 店舗目的利用

区分		単位	利用料	利用時間及び利用期間等
飲食店スペース	店舗スペース及び	1 目	2,000円	1 利用時間
	製造スペース	1月	, , ,	1日の利用可能時間は、午前
	製造スペース	1 目	, , ,	9時から午後11時までとする。
		1月	, , ,	ただし、製造スペースの利用時
店舗スペー ス 1	店舗スペース1(1	1 日		間は、午前0時から午後11時59
	階) 及び交流スペース (2階)	1月	40,000円	分までとする。
	店舗スペース1(1	1 日	1,500円	2 利用期間
	階)	1月	30,000円	利用開始日から起算して連続
	交流スペース(2	1 目	1,000円	1年以内とし、指定管理者が特
	階)	1月	20,000円	に必要と認めるときは、市長の
店舗スペース 2		1 目	1,500円	承認を得て、利用期間を延長す
		1月	30,000円	ることができる。
多目的スペース		1 目	1,500円	
		1月	30,000円	

## 2 店舗目的以外利用

2 /H HIII H F 3 8 0 1 1 3 / 13				
区分	単位	利用料	利用時間及び利用期間等	
交流スペース (2階)	1時間	200円	1 利用時間	
父侃スペース (2階)	1 日	1,000円	1日の利用可能時間は、午前	
	1時間	600円	9時から午後10時までとする。	
多目的スペース	1日	1,500円	2 利用期間 利用開始日から起算して連続 7日以内とする。	
屋外オープンスペース	1日	7,000円	1日の利用可能時間は、午前 9時から午後7時までとする。	

## 3 備考

- (1) 店舗目的利用の場合の電気料金、灯油料金、ガス料金、水道料金及び下水道料金については、実費に相当する額を徴収する。ただし、店舗目的以外利用は、利用料に含む。
- (2) 利用時間に1時間未満の端数があるときは、切り上げるものとする。